

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑬

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月15日（日）16:00～18:00

場所：フォレスト仙台

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：私ども、双葉町から宮城県に避難している中で双萩会という自治組織を作っております。過日、役員会を開きまして、27点により質問事項を12日、ご提出をさせていただきました。この機会ですけれども、ぜひご回答のほど、よろしくお願いをしたいと思います。せっかく機会を与えていただきましたんで、私も1、2点質問させていただきます。

このパンフレット1ページごとに全部質問事項があるんですけども、それじゃ大変なので、私ちょっと気になっていること。この中間貯蔵施設が本当にできるんですか、可能なんですかという疑問が出てきました。ましてや運用開始できるのかなと。それは、私も素人なんでよく分かんないんですが、この中間貯蔵施設に関する法規制の話。例えば原子炉を造るっていうなら、原子力規制法があって、その中に順次、細かな規定があって、技術基準とか設計基準とかみんな書いてあるかと思うんですが、この中間貯蔵施設についての法規制というのはどのようになっているのか、まず分からないんですね。で、どこでその規制を作ってるのかということになります。

去年、12月に環境省だと思うんですが、「除去土壌等の中間施設の案について（概要版）」というのが出ているんです。この中の13ページ、安全評価というところがありまして、数字が載ってます。この数字にらめっこしてまして、真ん中に書いてあるんですが、「平常時よび事故時の最大被爆、線量評価値と、基準値と評価値という項目がありまして、平常時

1 ミリシーベルト・パー・イヤー、年ですか。それから評価値、0.5 マイクロシーベルト・パー・イヤーですか、年。年 500 マイクロシーベルトの数字が出ているわけですが、この数字はたぶん敷地境界における標準値かなというふうに理解したんですね。この評価値を基準値は第二種放射線廃棄物の事業に関する安全審査の基本的考え方、原子力安全委員会で作ったそうですけども、この敷地境界付近の基準値って言いますか。設計上の数値として理解していいのかどうかということですね。

仮にこの、年 1 ミリシーベルトの評価基準、設計基準だとすると、現在の敷地境界付近はどのぐらいの線量があるのでしょうか。新聞、マスコミ等で見ると、大熊側が、大和久とか小入野とか熊町小学校の辺まで含めて、時間 10 マイクロを超してる報道がいっぱいあるんですね。時間 10 マイクロって言ったら、この線量を年間当てはめたら 3 日でオーバーなんですよ。こんな数字で果たして、本当にこれ、この中間貯蔵施設ができるのかなと、誰が認可するんだろうということをお考えたんですね。

例えば民間企業がこの基準で敷地境界、年 500 マイクロですか。というのを今、環境省に認可申請を出したら、環境省は認可しないんじゃないかと思うんですね。現在、時間 10 マイクロもあるのに評価できないと思うんですよ。これじゃ、建設どころか運用もできないし建設もできないんじゃないかと思って、これ設計時の基準値なのかなというふうに頭をひねっているところなんです。

この設計基準とか規制に関する対応と言いますか、これも環境庁で作るんですかね。それで、例えばこの施設は、環境庁で計画して、環境庁で審査して、環境庁で認可するんですか。規制も環境庁で作って、許認可も環境庁がもらうんですか。あのね、なんか昔、保安院につかまってなんかずいぶん首ひねられたな、というのを思い出しました。その許認可の件はどのようになっているのか、それから技術的復興体系はどうなってるのか、実際に現在の想定される敷地境界線量がどの程度なのか分かりませんが、もし仮に、この 0.5 が設計基準だとすると、私はこの施設は難しいんじゃないかというふうに考えてまして。

そこではっきり言いますか、現在の線量ですね。時間 10 マイクロ以上あるんだそうですが、信頼性と言いますか、それをお願いする意味で、これの基準値に近い線量を確保していただきたいですね。例えば年間 500 マイクロって言うと、毎時に直すと 0.057 ぐらいの数字ですか。除染して、それを打ち出せるんですかね、今。

要するに認可はした、敷地境界の線量を守れない、運用開始できないのではどうにもならないと思うんですよ。まず最初に、現在の敷地境界でもある、当該地を除染して、まず実績を示していただきたいと、こう思うんですが、よろしく願いいたします。

環境省：どうも非常に技術的なお話、お詳しいお話、どうもありがとうございました。いろいろご指摘ございました。お答えしたいと思います。まず基本的なあれなんですけど、これは直轄事業でございます。今の許認可だとか、審査だとかっていうのはおそらく原子力発電所を想定されてそういうお話をされてるのではないかと思います。これは原子炉、いわゆる原子力施設ではございませんで、あくまで除染を行って、その除染を行った結果、集められた土、あるいは廃棄物、それを貯蔵する施設でございますので、原子炉とはまったく関係ない施設というのをまずお話させていただきたいと思います。

そういう意味で、許認可と言いましたのは例えば民間事業者が申請をして、誰かが許認可をする。そういうお話もあると思いますけど、これは国の直轄事業として行う事業でございます。それと、原子力はまったく関係のない、いわゆる土壌等の貯蔵施設を造るということで法律的には除染特措法という法律に基づいて設置を行います。この基準についても、除染特措法の中で例えば輸送ですとか、仮置き場ですとか、焼却炉、土壌の飛散流出防止等々がすでに基準として定められてございます。これを基にさらに詳細にこの中間貯蔵施設に合うようなガイドラインというものを今後、整備していくことにはなろうかと思いますが、法体系がそもそも除染特措法だということでございまして、認可とかそういう行為は原子炉等、規制法に基づくものではございません。まったく法体系が違うということでございます。

それと、本当に運用できるのかというようなお話、それは今この、先ほどの12月の資料と申しますのは、お手元のお配りしたパンフレットの中の、5ページに載っております国が双葉町、大熊町、楡葉町に対して施設の受け入れを要請したというのの概要版ということでございます。この中で平常時、および事故時の最大追加被曝線量の基準値と書いてございます。この中で0.5ミリシーベルト、年間と。これは追加的被曝線量でございます。これはバックグラウンドをゼロとした場合した追加的被曝線量でございますので、0.5マイクロがそうなる、それは追加的でございます。そこの線量にプラスした追加的被曝線量、バックグラウンドはゼロとした場合は、0.5ミリシーベルト・パー・イヤーになるという計算したものでございます。

従いまして、現在のバックグラウンドを含む線量は、この値より高いとしても施設の安全性を評価する、これは施設のあくまで安全性を評価したものでございます。そこに何も無いところに施設を設置した場合に、基準値を1ミリシーベルトと置いた場合に、実際は0.5ミリになるということでございますので、絶対値というよりも、ゼロから0.5を追加被曝するというものでございます。従いまして、今の現在の、実際の例えば国道6号線沿いの線量とは関係はございません。それプラス、0.5。

しかしもうひとつ、おそらくこれだけ高線量のところで工事ができるのかというのがおそらくあると思います。それにつきましては敷地内はきちんと、除染という言い方が適当かどうか分かりませんが、土地の改変を行って、敷地造成を行うという点からも線量は下がるというふうに考えてございます。繰り返しになりますが、0.5、500 マイクロとおっしゃいますが、0.5 ミリシーベルト、年間につきましては、あくまで追加被曝線量が平常時1ミリを基準にとったとしても0.5になると、0.5にしかないという計算でございます。あくまで追加被曝線量という計算でございます。以上でございます。本当に数字についていろいろ報告していただきまして、ありがとうございました。

参加者：ほかにたくさん質問される方おられると思うんで、ひとつだけ聞いておきますが、この施設の敷地境界における想定線量、あるいは設計値の線量、この数字は、要は出るんですか。それ、あと質問、山ほどあるんですけど、あとの方に譲りますんで、それだけお答えいただければ。

環境省：追加被曝線量が1ミリで設定して。

参加者：追加じゃなくて。この施設建設にあたっての敷地境界線量っていうのは。

環境省：敷地境界線量は、中の除染、中の造成によって変わりますが、あくまでこの施設ができることによって追加的には、1ミリを基準としておりますが、実際の計算では0.5ミリになるということでございます。あくまで追加被曝線量でございます、設計は。

参加者：いや、お尋ねしているのは、敷地境界の想定線量はいくらかと、例えば発電所、施設が違うので、想定できないんでしょうけど、設置境界の場合に、敷地境界ってどのぐらいって線量って基準あるでしょ？ だったらこの施設の、この施設を造った場合に敷地境界線量はいくらですかっていう。追加被曝じゃなくて。そういう設計上の基準はありますか聞いています。

環境省：追加被曝は1ミリでやっております。

参加者：追加じゃない。

環境省：いや、通常は追加被曝線量の現状でどれぐらい上がるかということでやるのが。

参加者：先ほど来から説明を聞いてますと、中間貯蔵施設は大熊町、双葉町に決定ありきというふうな感じがしてなりません。というのは、町もそうです、県も国もそうなんですが、受益者負担ということで、新しい負担を求めるとたびたび言います。だけど、大熊町、双葉町の町民っていうのは東京電力さんからどういう利益があったんですか。東京電力さんの特別安い電気料金で生活してたわけじゃないんですね。その電力というのは関東、および静岡県の一部に送電されてるわけですね。ならば、受益者負担であれば、向こうに中間貯蔵施設なり最終処分場を設けるのが当たり前じゃない。その辺の経過っていうことが全然説明されてません。

それからもうひとつ、大熊町長さんが今回の、前回の町長選のときには町民は絶対に大熊町に戻るんだということを言われて、対立候補者と選挙をして、当選して町長になったんです。聞きたいのは、この中間貯蔵施設ができることによって、大熊町の町民がどういう利益があって早く戻れるのか。どういう利益があるのか。その辺の説明は全然されておられません。それを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それからもうひとつ、30年以内に最終処分場を別の場所に設けますということをおっしゃるけれども、下北半島の原子燃料の保管場所、中間貯蔵施設であって、最終は別のところを考えるんだということを以前から言ってきましたが、いまだに決まってないじゃないですか。それで30年たって、大熊町に中間貯蔵施設ができなかった場合、どうされるんです？ そのときはあなた方もいません。私もいません。おそらく、ここにいらっしゃる方、多くの方が、いらっしゃらなくなると思います。そういう責任はどこに、具体的に取るんですか。内閣も変わり、役所の皆さん方も変わると。自分の都合のいい状況に、今までの例を見てると変えてきてるんじゃないんですか。そういうことをどうやって担保するんです？ そういう説明はただ文章だけで30年ですと言っても、それを担保するのは何もないじゃないですか。その点、3点だけを具体的にご説明いただきたいと思います。

環境省：ありがとうございます。ご質問・ご意見、みつつございます。ひとつ目は、そもそも今日も説明自体、私が舌足らずだったら本当にもう必要ないんですが、決定ありきじゃないかというお話でございます。まだ決して決定ありきはないということで、まずご説明をさせていただいておる、というところでございます。それと、その中で受益者負担というのであれば、受益地にこういうものはもっていくべきじゃないかというお話が、ひとつ目のご意見の中にあっただかと思えます。

私ども、今日お話をさせていただいた内容につきましては、やはり現実問題といたしまして、これみつつ目のお話ともちよっと密接に関連いたします。最終処分の道筋をつけるま

での間に、やはりなんとか中間貯蔵ということで集中、安全管理したいというのはございます。それがいろいろ、例えば汚染土壌などがたくさん出るところから近いところとか、あるいは交通のアクセスがいいところとか、そういう点から調査をさせていただいて、われわれ今日の、ありきではございませんけども、こういうお願いをさせていただいて、決してありきではございません。そういうことでございます。

それと、30年後はどう担保をするのかと。最終処分場。例えば、原子力発電所の燃料ですら最終処分場も決まっていらないのに、それでもかなり長い間苦勞して、皆さんされていても最終処分場決まっていらないのに、この除染土壌の中間貯蔵の最終処分というのは、そう簡単に決まらないんじゃないかというお話がみつ目のご意見だったと思います。

確かにその通りでございまして、中間貯蔵施設、除染土壌などのその中間貯蔵のあとの最終処分がどこになるかというのは、現在決まっておられません。それを決めるにはかなり困難ないろんな点があると思っております。まず場所をどうするのかということ、それと減容化、分離技術をどうやるのかということ。かなり大きな問題はあると思っております。

そういうことで、大変申しわけないんですけど、現在最終処分場は決まっておられません。それを担保するために、やはり政府として最大限できるのは法制化だというふうに思っております。われわれ行政とあるいは国会、立法が一体的になって、法制化することが一番の担保ではないかと思っております。

いろいろ、これについてはご意見があろうかと思いますが、私どももできる最大限のお約束が法制化だということで、法制化をさせていただいて、最終処分への道筋を付けるということではないかと思っております。それまでの間、なんとか中間貯蔵させていただいて、除染を行うというようなことを考えさせていただいておりますので、ひとつ目のご意見・ご質問、みつ目のご意見・ご質問、以上で答えにさせていただきたいと思っております。繰り返しになりますが、まだ決断ありきということではございません。そのあたりは今日、お話をさせていただきまして、そういうご意見ということも承りましたし、初めてご説明させていただきました、ということでございます。

ふたつ目につきましては、復興庁のほうからご説明をさせていただきます。

復興庁：復興庁でございます。ふたつ目のご質問に関して、大熊町は元に戻れるようになるのかという点でございます。今大熊町さんのほうでは、昨年に復興まちづくりビジョンということで、段階的に復興していくというビジョンを出されたところでございます。国としてはこのビジョンをどう実現していくのかということについて、全力でお手伝いしていきたいと思っておりますし、それからまた今年度大熊町さんのほうでもまちづくり委

員会が動き出して、まさにこのビジョンを基に復興計画を議論していくということでございますので、そこに国も一緒に議論していきながら、戻れる環境を整えていくという道筋を立てていきたいというふうに考えてございます。

参加者：大熊町に戻れるということですね。それはこの施設が、中間貯蔵施設ができて30年。最大30年になりますね。当初の町の計画というのは、何年ごろに戻るという予定だったんですか。それに、その中間貯蔵施設を造ることによって、いや、それよりも早くなるんですよ、あるいは遅くなるんですよっていう、そういう具体的な説明をしてください。

復興庁：まず、戻れる場所について大熊町の中で一律に戻れるというわけではないと思っております。帰還困難区域と、それから大川原地区などの居住制限区域、避難指示解除準備区域もございますので、そういうところの線量の低いところから段階的に戻っていくということでございます。

ですので、大熊町さんのビジョンの中では、平成30年ごろに、そういう段階的に最初に戻って行くという、まず拠点として戻っていく、線量の高いところはもちろんもうちょっと時間がかかってくるということになってくるかと思えます。

それがひとつと、それから中間貯蔵施設の部分でございますけれども、これはその線量とか、それからインフラ整備とかということではなく、最終処分が決まる30年の間、そこに施設ができるということになってしまいます。その間はその施設の区域内は、この中間貯蔵として使わしていただくということになりますので、そこは30年は戻れないということで、施設としてしか使うことができないというような区域になってしまいます。

そこにつきましては、30年たって県外での最終処分になったときに、たぶん跡地利用をどういうふうにしていくかというのを、そのときまでに考えていくということになってくると思えますので、その分については、確かに30年間は、どうしようもないというような状況になるかと思えます。

参加者：具体的に言いますけども、それができて30年以内に撤去しました、そのあとすぐに住めるような線量に下がってくるんですか。それはどうなんです？

環境省：質問、恐らくたくさん背景があると、私、理解いたしました。ひとつは施設のある、なしによってそこに住むことができるかどうかということと、あるいはその施設設置によってその周辺は住むことができるのかどうかと。それで、例えば線量がどうなるの

かと、いろいろ物理的なそういう線量のお話と、あるいはもうひとつ、社会的あるいは心理的なお話があるというように解釈させていただきました。

よく質問いただくんですが、やはりその施設自体のその設置は、それはそれでそこは物理的に住めなくなるけど、その周りは例えばどうなるかと。町としてどうなるのかという人もよくいただいて、恐らく、共通のお話だと思いますが、施設設置によって周りの線量というのは、恐らく上がることはないと思っております。逆にそこ施設できることで、施設で除染を、除染というか土地の改変もしますので、そこはもう下がると。ただ周りのところはどうかということがございます。

施設設置によって線量は上がるということはない、というように現在考えておりますが、心理的なものはどうかと。例えばその施設を設置することによって、風評被害が起きたり、あるいは戻ろうと思っても心理的にやはりなんか、拒絶感とか拒否感があって戻れないんじゃないかと。これはおっしゃる通りだと思っております。

やはり、その施設の有無によって、どう言いますか、理解はできるけど納得できないとか、あるいは安全であることは分かっているが安心できないというようなものが、私はあると思っております。

そのあたりにつきましてはやはり、施設ができることによって、周りがかえって危険になるのではないかと。先ほどの方のお話とも共通するかもしれませんが。危険になるんじゃないかと。あるいは、仮に安全になったとしても、そこでいろんな生活を営もうとしても、精神的、あるいは心理的にそれはできないんじゃないかと。これはごもっともなお話だと思っております。

そこをいかに私ども、ご理解をいただいて、説明をさせていただくかというのは、本当に難しいと思っております。ただ、その施設の有無によって安全性が上がるとか下がるとかというのも数字では表せますけど、なんて言うんですか、言葉、安全、安心、そういうのはなかなか難しいと思っておりますので、ここは丁寧な説明をしていくしかないと思っております。

その再質問の中で、中間貯蔵施設設置によって、帰還が早くなるのか遅くなるのかというお話、投げかけられたわけですけど、それはやっぱり受け取る側の印象と申しますか、安全・安心をどう、われわれ伝えていくかによることが非常に大きいと思っておりますので、そういうところを今後、町と相談しまして、どのように皆さま方にその安心を担保するのかというようなこと、非常に重要だと思っております。ご指摘の点、私はごもっともだと思っております。

ちょっと直接的なご回答、本当になかなかできなくて申し訳ございません。そういうことに私、理解しましてご返事を差し上げましたけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

参加者：この中間貯蔵施設ができるまでの安全性に対して、安全評価、またできたあとの安全評価をする組織というのは考えておられるのか。また、そういった組織は必要なのか、必要でないのか。

もう1点なんですけど、あとは、放射性廃棄物の汚染について、韓国とかではコウランバイ委員会とかってあるんですね。アメリカにおいてもブルーリボン委員会とか、そういった委員会があるんですが、国に対して、そういう勧告なり提言をする。バッティングするみたいな。そういったものを活用して、日本においても今後の最終処分に向けて、また中間貯蔵施設、こういうのについても、民間人なり住民の意見をくみ取るような、そういった場がないのか。

その2点と、あと、最終処分場、今後どういうふうにして考えてくのか。国としてのロードマップを早く作ってほしい。それがあつての中間貯蔵施設の位置づけだと思うんですね。最初から中間貯蔵施設だけを造るのではなくて、そういった、将来的には最終処分場を見据えたそういったものがあつて、こういった中間貯蔵施設を造るべきだと私は思うんですね。

また、もう1点の質問としては、今後の科学技術の進展また政策の変更によって、その施設が可逆性になるっていうのは、将来の世代が変更できる、またそういった変更する余地がある。そういったことも考えてらっしゃるんですか。この辺が質問です。

環境省：ちょっとすいません、全部が全部フォローできてなかったらまたお申し付けたいと思ひます。まず、安全評価の組織と申しますか、地域の関わりと申しますか、そういうところを今後どうきちんとやってくのかというのがおひとつ。それと最終処分に向けたステップはどうなるのか、それについての担保はどうなるのかというのは、おふたつ目のご指摘だったと思ひます。そういうことでよろしいでしょうか。

ひとつ目の安全評価組織と申しますか、あるいは専門家あるいはその地域との声をどう吸い上げるかっていうことですが、まだ受け入れていただけない段階であれなんですけど、私ども、専門の管理委員会を設置して、そういうところでモニタリングのデータだとか、そういうもの評価をいただきたいと思ひておりますし、あるいは減容化の技術と、あるいはその地域の委員会と、地域の方にご参画いただいた委員会を設置して、施設運営のあり

方や情報公開ってということで、地域密着でやっていくということ、あるいは地域のご要望をそういうところで反映するということを考えてございます。

それと安全につきましては、私ども環境省で安全の委員会を作ってご議論いただきましたし、また県のほうでもそれはその専門家会議ということで、その安全についてご議論をいただいている、というようなこともございましたので、そういう第三者の安全委員会、そういうところの専門家の意見も伺いながらやっていこうと思っております。

それと、最終処分に向けてなんですけど、これも最終処分によっていろんなステップが必要だと思っております。一気に最終処分というわけになかなかいきませんので、その最終徐分のステップについても、ステップをそれぞれ何ステップか具体化していったって、今後最終処分に向けての具体化を図っていきたいと考えております。

実際そのステップにつきましても、何ステップか考えてございます。今日のパンレットではそこまでは記入しておりませんが、やっぱりステップ、ステップ、いろんなステップを設けて、その都度それを一步一步積み上げていきたいと。

それと、それを担保する、政権が変わっても、あるいは今後、方針が変わってもと言われる、先ほどもいただきましたけれども、私どもやはり最大限できるのは、法制化だと考えておりますので、その法制化の中でやっぱり担保するのが、最大限のお約束ではないかと。これは国会も巻き込んだ国としての意思表示でありますので、法制化で担保することが、最大限の現在のところの、できることではないかというように考えてございます。以上でございます。ありがとうございました。

参加者：私は、いろいろ今まで何力所かで説明会を聞いたんですけどね、結局この中間貯蔵に対しては、私は賛成なんですよね。結局この東京電力が散らかしたやつを、このままにしておいては、結局県としても、そしてほかの県も、結局困ることだと思うんですよね、いつまでも。処理しないで置いてはね。ただ、結局それに対しても、賛成であっても双葉町、大熊町のこれは造るに対しても、皆さんのやっぱり犠牲に、国の犠牲になると思うんですよ、俺。だから結局国はそこら辺をよーく考えて、大熊町、双葉町ともよく協議して、また住民たちともいろいろ話を吸い上げて、造るなら造る。そこら辺のことを、よく相談してください。

結局あれですね。私はそういうふうに思ってるだけで、私もいろいろここに来てない人たちも言ってくださいよと。頼まれてることもありますけど、やっぱり皆さんも余裕ないしね。結局、住民も諦めてるところもありますよ。もうしょうがないと。ただ、国はどう

してくれるんだと。それはやっぱり私らよく意見を聞くことを、貪欲な人たちが多いですね。

だから結局、国はそこら辺を、犠牲になるんだから、そういう覚悟でいる人もいますわけですよ。だから犠牲になるんだから、そこら辺を国は本当に真摯に受け止めて。結局そういうふうだね、私らはそう思いますよ。だからもうちょっと説明会ももう少し、皆さんの官僚さん方も、言われないことも、この場で言えないともあると思いますよ。ある程度上の人間もいることだしね。

だから、結局今、この日本の国は国難になってるわけですよ。だから今、官僚さんたちも国難なんですから、よく考を密にしてね、そしてこの国難を解決しなくちゃなんないと思いますよ。だから、官僚が天下り、天下りなんて言われていましたけど、ここで官僚さん方がね、挽回してそして国のために頑張ってください。私は最後にこれだけを言いたいです。どうもありがとうございました。

環境省：どうもありがとうございます。中間貯蔵施設につきましては、最初、私申し上げましたように、本当に長年にわたって生活を育ててこられました土地に造らせていただきたいと。本当に心苦しく思っておるわけですが、やはりわれわれ、先ほど言いました国難のときに、まさにわれわれ自身、公務員自身がしっかりすべきじゃないかと。その通りでございます。私も一生懸命やっておるつもりではございますが、なかなか皆さん方にその姿を示したり、私どもの言いたいことが十分に伝わらない場面もあろうかと思っております。その点は常に反省しておるところでございます。

本当にありがたいお言葉いただきました。私ども一生懸命、まあ、ここにおります、一生懸命やっておるつもりではございますが、そういうところも皆さま方にきちんと情報発信するようにしたいと思いますし、今いただきましたお言葉についても大臣まで上げて、こういうお言葉をいただいたということで、きちんと今後、いろんな面に対応させていただきたいと思っております。本当にどうもありがとうございます。私ども心に銘じまして、返す言葉もございません。心に銘じましてしっかりやっていきますので、どうぞ今後ともご理解をお願いしたいと思います。

なお今日の説明でも私ども、今、皆さま方にお話しできることを全て話しておるつもりでございますので、その辺りもなんとかご理解いただければというふうに思います。本当にどうもありがとうございました。

参加者：すみません。もう一度。ちょっと忘れたことがあります。再度また言うんですけど、ひとつ忘れたことは結局、6号線で、今の中間貯蔵を仕切るってことは私らもちょっと納得いかないところがあります。うん。やっぱりこれはもうちょっと地元の間。町当局とよく協議して、そして、私は、なんですか、6号線より東、今やっていますけど、西のほうも同じ帰れないとこなんだから、帰宅困難でも同じ帰れないですから、そこら辺をやっぱり見据えてね、ひとつそこら辺をよく協議して。

そして道路にね、何か宇宙まで壁でもあんだったら例えば私ども納得しますが、壁もなんにもないんだから、やっぱりそれはある程度住民の意見を聞いて、それを吸い上げて。そこら辺も一つお願いしますよ。ね。そこら辺をしてくださいよ。結局ほかの町では、県でもどこでも、もう駄目だよ、そういうものは駄目だよって言うのに、私らは少し広げてくださいよと、西に。これは国としてはありがたいことですよ、これは。どこにそんな広げてくださいなんて言うところがあるんですか。これは駄目だから広げてくださいって言うてるんですよ、私。

だからそこら辺もね、よく国も考えて、ひとつね、よろしくお願いしますよ、そこら辺もね。西側の人だってそれはかわいそうなところありますよ。そういう意見がたびたび私らにも、ずいぶん西側の人にも、聞いてますから。だから代表でそこら辺まで言うんですけど、そこら辺もひとつ考えてください、ひとつ。これで最後です。どうもありがとうございました。

環境省：本当に貴重なご意見ありがとうございます。いつも同じ意見たくさんいただいております。中間貯蔵施設の敷地の境界があるけど、地域にはそういう境界がないという意見たくさんいただきました。国道6号で仕切るのは、敷地の境界というのは分かるけど、それがなぜ国道6号なのかと。あるいは今のお話、もう少し地元の人の方のご意見というのもあるんじゃないかというお話、私ども十分、今回の説明会通じてあらためてそういう意見があるというのを分かりましたので、そういう意見につきましてもきっちりと政府内で協議して、またいろんな方と相談する必要もあると思いますので、きちんと受け止めていきたいと思っております。どうも貴重なご意見ありがとうございます。

参加者：何点かお伺いいたしますけれども、現在、先ほどの質問に関連するわけですが、やはり同じ双葉町町民としまして、6号線から東側、西側。やはり同じ町民なんですよ。そして30年後には戻れるのかどうか。そういうことも考えればやはり同じ町民を生活支援というものを同じくしていただきたいというふうに考えております。

それとあと、先ほども大熊町の方から話ありましたけれども、やはり中間貯蔵施設が最終処分場になるんでないかっていうそういう疑念の、考えてる方がたくさんおられると思います。そういうことで、やはり造るんであれば、先ほどもこれありきでないという話もありました。やはり法整備のほうが先決でないかなと私思いますよ。そしてそれがやっぱり信頼関係だと思います、地元の人たちと。ですからその中間貯蔵施設を造るっていうのは、それが2年後か3年後でも構いませんけれども、やはりその法整備をきっちりして、そして大丈夫ですよ。必ずこの施設はほかに持って行きますよということを、われわれに確実に、われわれの時代に、皆さんにそういうことを約束していただければと。こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

環境省：ふたつお話があったと思います。ひとつ目のお話は国道6号の東西、同じ支援、6号と申しますか、敷地の中と外と申しますか同じ支援が必要じゃないかと、これもこの説明会、通じまして同じようなご意見たくさんいただいております。従いまして先ほどの方のご意見と同じようにきっちりこれは私ども、持って帰りまして、伝えたいと思っております。その点はなんとかご理解いただきたいと思っております。

それともうひとつ、最終処分場になるんじゃないかと。法制化が先ではないかというお話でございました。これもいろいろ関係方面で議論をしております、例えば、まさに受け入れありきではないよというところが私、キーポイントだと思っております。つまり法制化をしたらもう受け入れだというのではなくて、やはり受け入れありきではないので、やはり受け入れの条件を整えば法制化というように、そういうふうにかけてきてるわけでございます。受け入れありきではないよ、というのがまさにキーワードになっておまして、作ったらじゃあ受け入れなのかということではなくて、そのあたりをご議論しながらさせていただいておりますので、まずは受け入れていただいたら法制化というふうに順番として、しておるわけでございます。受け入れありきではないよというところから、そういうところをご理解いただければなというように思っております。

それは町のほうも県のほうも全く同じでございます。そういうことで受け入れありきではないよということをもって、こういう順番になっておるということをご理解、なんとかいただきたいと思っております。

参加者：それでは、やはりそういうことであれば、やはり第1回で終わるということではなくて、第2回目の説明会というのはありきでないかなと、私思いますけどいかがでしょうか。

環境省：説明会のやり方と申しますか、そういう時期と申しますか、そういうお話だったと思いますけど、まだまだ説明会、今日で 15 回ですか、最終回。まだ内容の精査ができておりません。従いまして今後どうするかというプロセスにつきましては、内容の精査を行った上で相談していきたいと思っております。

もうひとつ先ほどの方のお話等々ございましたように、やはり地権者の方と地権者以外とそういう問題もクリアする必要があると思いますので、その辺りも含めましてちょっと今後、われわれ考える必要があるかなというふうに思っております。

参加者：私は帰還が目標なので中間施設は反対です。双葉町の帰還時期を明確に知りたいですけども、お答えしていただけますでしょうか。

環境省：最初に除染と線量の見通しについて答えさせていただいて、それから復興庁のほうで帰還の見通しということとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。まず帰還困難区域の中で除染を行った場合どれぐらい線量が下がるのかということが課題でございまして、昨年来、ご協力いただきまして、双葉町で 3カ所それから浪江町 3カ所で実施させていただきました。その結果を先週公表させていただいたところでございます。今の除染のやり方でどれだけ下がるかということと、作業員の方々の被曝の管理がどうなのかということとをとりまとめて公表しました。結果を申し上げさせていただきますと、双葉の幼稚園では 67%から 73%ほど下がりました。双葉の厚生病院では 67%から 71%。山田農村広場では 30%から 80%ほど下がりました。

数字で見ると 1 時間あたりの空間線量。1 時間あたりのマイクロシーベルトでございまして、幼稚園につきましては 11.3 マイクロシーベルトというのが除染の前の平均でございまして、それが 3.64 マイクロシーベルトということで下がりました。厚生病院につきましては 10.16 が 3.0 マイクロシーベルトと。農村広場は 29.69 が 4.61 マイクロシーベルトというふうになりました。こういう除染の結果に加えて、今後、線量がどうなるかということで、誤差があるとか、それから除染をする場所の地形の要因とか、さまざまな仮定を置かなければいけません。誤差とか将来の仮定をして、ひとつの参考としてどうなるかという作業を行っているところです。作業中ではありますが、双葉町それから議会のほうから強い要望もございましたので、国としての考え方を整理させていただいて、試算をしまして、この双葉町で行った 3カ所では事故から 10 年後。平成 33 年の 3 月時点で今、

除染で下がった分がさらにどうなるかっていう試算をしてみますと、1時間あたり1.2から2.1マイクロシーベルトということでございます。

これは幅があるところでございますけれども、ひとつの目安としてお届けさせていただいたところでございます。なおこういった線量の見通しに加えまして、線量については人それぞれ受けとめ方はございますので、帰還の意向ですとか、線量だけではなくて産業のビジョン、生活の関係ですね、そういったものがどうなっていくのか、また復興の絵姿はどうか。そういったこととともによく相談させていただきたいということになります。帰還の見通しの最初のステップの除染、線量の見通しについての状況を説明させていただきました。ありがとうございました。

復興庁：若干補足でございます。ご質問はいつ帰還できるのかというものはっきりした時期の明示ということだと思えます。帰還時期がいつなのか、特に帰還困難区域が、今後どういう見通しになっていくのかということになるかということを検討するにあたって、先ほど申しあげました線量の見通しですね。それがまずひとつベースではあるんですけども、実際帰還するにあたって線量だけで帰還の判断というのはできないと思えます。そういう意味では例えば町のインフラをどういうふうにしていくのか、復興をどういうふうを考えていくのか。そういう復興の考え方を含めて、帰還というものを考えていくと、そういう段取りになってくるかと思えます。

復興に向けてどうしていくかということについては、当然、町のほうとも十分よく相談しながら考えていかなければいけないことだと思っております。今、町の復興に向けて町のほうも、復興の委員会を動かしながらご検討が始まっているところでございます。そういうところにもわれわれ参加いたしておりますし、そういう中でそこをどういうふうに見通しを付けていくのかということをお示ししていきたいということですが、今、そういう形で考えてございます。

参加者：お願いなんですけども、中間施設、話がまとまる前に帰還時期も併せてお教えしただきたいというのは、お願いします。よろしく申し上げます。

復興庁：そういう意味ではちょっと、一緒になって今、帰還と言うか将来像と言うか復興が、どういうふうにしていくのかっていう検討の中でございますので、できるだけ早くそれは進めたいとは思っております。今のご意見は承りました。

参加者：仙台のほうに避難してるということなんですけども、ひとつ。環境省にお聞きしたい。中間処理施設が6号線を切って私は目の前ですよ。何百mもないんですよ。で、私はその中間処理を完璧にできるなんて信用していません。人間はエラーする、必ずヒューマンエラーを起こすんです。東電でも今そうですよ。前に質問したときに絶対大丈夫つつつ見えを切った人が、今切れないんですって、あの状態。中間処理造るのに、じゃあ完璧にできますか？ 切ったら私、疑問を思います、ということです。

ひとつ例言えば、安全の交通関係ね。あそこを使うのは一般市民、私らも使うで、一時帰宅。で、あそこの3本しか、6号線と、福島に抜けるのと、郡山に抜ける道しかないんですよ、実際。あと高速道路ですか。そういう具体性もなんにもないで、来年の1月から始まりますよってということですよ。

それともうひとつは、あなたあそこにできたら帰ります？ なんぼ除染して、ね？ 終わりました、きれいって、戻ってください。誰が帰りますかっていうことなんです、問題は。あるいは、すっかりきれいになって東電も全部でやって帰りますよ。それまで30年以上かかるでしょう、何年かかるか分かりません。その辺りこの大半みんな亡くなります。ほとんどいないでしょ、もう。その中で私らどうやって生きていくの。

これひとつ聞きたいのは、ふるさとってじゃあなんなのやっていうことですよ。皆さんどういうふう考えてるか、ある人はある、ない人はないですよ。私らはそこで生まれて、18歳まで育て、就職をしに東京だ、こういう仙台まで来てるわけです。全部言われるのは実家はどこでやって、ああ、あんた福島弁だねとか、そういう話題でふるさとっていうものすごく大事にしてきてるわけ。そういうお互いのコミュニケーションはいっぱいあるわけですよ。これから皆さんおそらく、5年だ、10年だなってくると、ふるさと恋しくなってくるはずなんです、実際は。だから、あるから私は元気。

今ひとつの例であれば、サッカーそうでしょ。今日負けましたけど。だってあれ日本の代表ですよ。日本がなくなったらどうなるんですか。どこに行けばいいってことだと思う。それと同じです、ちっちゃくても大きくても。双葉町なくなったら、ね、皆さん何して暮らしていくの、ということなんです。

そういうことを思ったときに、あなた方本当に真剣に考えてんのかと。だから、正直に言って話ができない、そういうふうになったら必ずこれしますとか、確約できないんですかっていうことなの。人間はエラーする動物であるならば、そんなときになったらこういうふうに、絶対全力尽くしますと、だからそこを中間貯蔵させてくださいとか、なんで言えないのっていうこと。住民、だからさっき賛成する人は絶対賛成じゃないと思いますよ、

本来は。あそこに東電なかったらば反対です、私らも。ただし致し方ないってみんな思っ
てんですよ、もう。ね。

そしたら今、東電で補償関係見てください、小出しですよ、小出し。あんなばかなこと
ある？ って聞きたくなる。出すんならきちっと決めて、補償してやるのが普通じゃない
ですかというのが本当。中間処理だってそう。ね。地権者と一般住民に分かれるわけです
よ、双葉町住民は。ただの産業廃棄物はいいですよ。特殊でしょと。前代未聞の特殊です
よっつってんの。だからあなた方、開いたんでしょ、こういう説明会を。ねえ。したら、
今度はあなた方地権者に対していろんな問題あるけれども、今、住民、おれらは訴えるの
は今しかないんですよ、はっきり言って。そう人どうすんですかっていうことなんです。

30年後帰りますってあんたら言ったって、ほとんど帰らないんだと思う。あんなとこで
中間処理と原発ぼーんと目の前に、本当に目の前の300メートルにあるんですよ。1例だ
って宮城県考えてみてください。宮城県だってその最終処理、今どうなってるんだ。あの
東京に皆持っていきなさいって騒いでるんですよ。ね。そしたら1人1人の住民の将来の
生活、それをきちっと打ち出してくださいよ。ねえ。最終的に金なのか、そうじゃなくて
何ができるのか、もっと真剣に。今日本当に石原大臣来たらば言ってあげたい、あんだ
って、本当に帰って住めるかって。

中間処理を造ってるは、何を造ってるはで、はい、じゃあ、周り除染しました、それで
帰れるかって聞きたいんです、あなた方に、本当。じゃあ30年だ、20年だ言ってるけども。
その間あなた方、じゃあどういう補償するの？ みんな。なんにもないじゃないですか。
悲しいですよ、私らは。ねえ。私ふるさとはなくなって。ふるさとつつう、あなた方、じ
ゃあどう思ってるのって聞きたいよ、逆に。帰る場所、私らの帰る場所なくなっちゃった
んだよ、もう。

そこに今度中間処理場持ってきます、ねえ。持ってくるなら持ってくるなりの責任、ち
ゃんとした回答出してくださいよ。検討します、検討します、検討、みんなここにいても
みんなそうじゃないですか、聞いている話は。だったらもう1回、こういう説明会出して検
討した結果を出してくれって。それで、いい悪い判断できますよ、私らは。それだけはも
う本当にぜひ1人1人の住民、大熊さんと双葉町の町民が、ね、1人1人が本当に生活き
ちっとできるのか、確認してくださいよ。ぶん投げないで、ねえ。私、それが一番皆さん
思ってると思いますよ。だからそこら辺文句のある人いるんだから。回答お願いします。

環境省：ありがとうございます。貴重なご意見、中間貯蔵というよりも、これから失われ
たふるさとをどうするのかと。中間貯蔵そのものはもうできたとしてもできなかったとし

ても、今後どうするのかというお話だと思います。それが例えば、はっきりおっしゃいましたけど、お金なのかあるいは何ができるのかというお話をしっかり、はっきりしてください。これは中間貯蔵というよりもむしろそういう自分たちの生活と申しますか、ふるさとを失った悲しみに対する、あるいはそういう事実に対する補填と言いますか、それをどうするかというお話だと思います。本当に返す言葉もちょっと見当たらないというのが正直なところでございます。

当然私もふるさとありますし、ここに座っているみんなもふるさとあると思います。それを失われた悲しみ、そこに戻らない、戻れないその悲しみをどう理解するのか、共有するのか、そういうことになってないからわれわれには分からないだろうと。そういうご指摘、私、ごもつともだと思います。それに対する、帰って住めるのか住めないのか、はっきりも今のところなかなかできないし、それに対してお金なのか、それに代わる何か代替のものがあるのかというのがあれば聞かせてほしいと。悲痛なお声だというように私思っております。

今回、中間貯蔵の説明会ですが、むしろそういう中間貯蔵じゃなくて、もうすでに震災が起きて3年3カ月余がたっておる中で、皆さま方の将来の姿をどう見つけていくのかということは、私ども本当に胸に痛いお言葉でございます。この場で回答をとという強いお話でございますが、本当になかなかどうしたらいいのか、お金なのか何ができるのかというところは大変申し訳ないんですが、私としましてはストレートにお答えできるだけの言葉を持っておりません。

もうひとつ中間貯蔵につきまして言うと、敷地の、今のお話にもそうですが、敷地の中と外と、こういう分かれ目ができるんじゃないかと、そういうことについてもなんかあるんじゃないかというお話もございました。それにつきまして、今のところ精いっぱい説明させていただきましたが、例えば生活再建・地域振興策にかかる、例えば交付金などというところが精いっぱいのところでございます。

大変申し訳ございませんが、今何ができるかということはずばっと答えろと言われても本当に、ふるさとを失った悲しみというのは何ものにも代え難いものだ。そういうことを心に秘めながら、致し方がないというお言葉もいただきましたけど、私ども肝に銘じて、先ほど公務員だろうというお話ありました。そういうのも含めてきちんと今できることはこういうことだ、今言えることはこういうことだということを言い続けて、皆さま方のご理解をいただくことしかないのかなと思っております。ただ、ご理解いただけないかもしれませんが、われわれ精いっぱいやっぴりできることをきちんとやっていくのかなと思っております。

本当に、ストレートになかなかお答えできません。その辺りは申し訳なく思っておりますが、私、今言えることとしましては、やはり真面目に、真摯に対応していくということしか言えないと思っております。その辺りでご納得はいただけないかもしれませんが、これ以上私ども返す言葉もないというところではないかというように思っております。本当に心から悲痛な叫びと申しますか、訴えと申しますか、ありがとうございました。

参加者：私、中間貯蔵施設の質問ではないのですが、そのずっと前、先に、ひとつだけ私たちは3年間何がなんだか分からなくここまで過ごしてきました。ひとつだけ教えてください。この事故は人災だと判断されたわけです。それで、専門家はこう書いてあるわけです。福島原発は津波対策が不十分で、全電源喪失という過酷事故への備えがなかったことに尽きる。ほかの国では電源を強化するなど対策がとられていたが、わが国では無視されてきた。その怠慢が響いた。東京電力では想定外の大きな事故に対して、防災意識や危機感が薄れていたのではないのでしょうかという、専門家が書いています。

私たちは我慢すればあれなんですけど、でも子どもたち、赤ちゃんも含めてですからこれ私は質問したいと思います。東京電力であろう政府の方、きちっとした対応がなされてればこれだけ大きな事故が防げたかどうかです。3年という時間が過ぎて、私たちはこれから住民としてこの問題を、30年後私には時間がありません。そちらに座っている方、30年後の時間を約束できる方は何人いらっしゃるかと思うんですけれども、この事故はこれだけ大きな、世界に対しても大きな事故なんです。これが環境省、環境省ではなくてなんと言うんでしょうね、政府に、行政のほうできちっとした管理ができていれば防げたかどうか、ひとつ教えてください。赤ちゃんも含めての問題です。

資源エネルギー庁：私は廃炉とか汚染水対策を現在やっております。

この東京電力福島第一原発の事故についてですけども、これは政府の公式見解というよりは私の個人的な見解になってしまうかもしれませんが、津波対策が不十分であったと私は考えております。その反省を踏まえて安全対策の強化とか、いろいろ今現在、原子力規制庁のほうでやっているわけですけども、この事故を起こした責任っていうのは東京電力および国にあると思っております。

参加者：最初に、今、女性の方の質問と関連するんですが、私も今回の事故は人災だ。というのは、私、小さいときに、今ある原発のところに遊びに行っていました。あそこはご存じの方も多いと思いますけども、戦争中は飛行場だったんですね。で、海のほうに行ったときには、今、原発がある高さっていうのは何メートルか分かりませんが、子ども

のとき見た感じでは15メートルから20メートルの高さがあったんじゃないかと、私、記憶しております。であれば、そのままの地盤を利用すれば、今回の津波は防げたんじゃないのかなっていうふうに私、考えております。その辺のところをやっぱり住民の方によく説明していただかないと、ただ人災だ、いや自然災害だと言っても理解できないと思います。

それからもうひとつ、先ほどの質問と関連しますけれども、ありきじゃないというお話だったんですが、中間貯蔵施設を造るまでの経過っていうのは、これは政府のほうの法的な結果その他は説明ありましたけども、適地がどこでどうなったのかっていうことは説明されていないですね。実はここに今までいただいて、こことここここは説明しましたよと、調査しましたよと。けども、こういう点でできないから今の双葉町、大熊町にお願いするんだという説明がない限りは、先ほど私が申し上げたように決定ありきということで考えられてもしょうがないじゃないですか。そういう説明は今後でもいいですから、きちっと説明していただきたいと思います。

それから、こういう会合が今後もあると思いますけれども、2時間だけでは皆さん消化しきれないと思います、話が。だから4時間なり5時間なりデスマッチで取ってやってください。そうすれば、住民の方も思っていることを十分に伝えられるし、そちらの方は考え方を十分に受け取れると思います。それをお願いしたいという。

それからもうひとつは、宮城県で3カ所、最終処分場を決めるにあたって、確か環境省の副大臣の方が来て説明されてたはずなんですね。で、3市町とも候補に挙げたところは全部反対です。で、今後その最終処分場を造るの、どういう手順で、みんな反対、反対だったならば、どこにもできないじゃないですか。そうなったときに政府は、あるいは官庁の皆さん方はどうやって決めるのか、そういう説明がないと、いや30年以内に最終処分場決めますよと言っても担保にならないし、理解できないと思います。それだけお願いします。

資源エネルギー庁：資源エネルギー庁でございます。最初のご質問の、原発を要は元の地盤の上に建てれば良かったではないかというご質問ですけど、ご承知かもしれませんが、原子力発電所の原子炉というのは非常に硬い地盤の上に直接建てないと、耐震性の観点から非常に弱くなってしまふとまずいということで、要は大熊とかの地形の岩盤の硬いところまでを掘って原子炉を建てるんですね。そうすると、どこの原発でもだいたいそうなんですけど、やはり低いところになってしまうというのがあります。ただ、先ほども申し上げました通り、そういう想定している津波の高さとか、ここは非常に甘かったということ

で今回の事故が起こったとっておきまして、これは大変反省すべき点だと思っております。

環境省：説明会のやり方もデスマッチというふうにおっしゃいましたけど、例えばこの場で言い忘れた意見とか、そういう方もおられると思いますので、そういう点につきましてフリーダイヤルというのを設けております。そういうところでいろんな意見を、こういう意見が出たり出なかったりしますので、そういうフリーダイヤルなどで今、対応させていただいております。

それと、宮城県で3町、今、最終処分のお話をいただきました。そこでも、そこですら反対しておるのに、この中間貯蔵のそのあとの、本当に県外に持っていけるんですか、もっと反対、宮城県と同じような反対が起こったらできないんじゃないですかというお話だと思います。これについては、われわれの意思徹底を示すために、やはり閣議決定の次に法制化というのを考えておきまして、そこでとにかく意思決定をします。そのあとにはやっぱり、はっきり言ってかなりの困難が伴うのは、これ事実だと思います。そのあとにやはり中間貯蔵をやりながら、あるいは減容化をやりながら考えていくということしか、われわれは方法はないと思っております。従いまして一気にこう決めるというのではなくて、いろんなステップを踏んで決めていくということで、その第1が法制化でその決意を示すということでございます。

ただし、宮城県でもそういう状況であるのに、かなり困難なことであるのは私は間違いないと思っておりますが、そういう手順を踏んでやっていきたいというふうに思っております。

参加者：今の資源エネルギー庁さんの話にちょっと反論したいと思います。あそここの原発、掘削時代から私、あそこにいたんですけども、会社には言いませんが、地盤が軟らかくて掘っても掘っても軟らかかったんで、マーメイドロックというコンクリートを打って地盤を強固にして基礎を造ったというようなことなんですよ。ですから、なんぼでも地盤は上げられたはずなんですよ。それをやらなかったのは資源エネルギー庁さんと東電さん、それが悪いというようなことで、なんでもわれわれにそんなことを、事故のことを、地元でいろいろ困難なことをかぶるというようなことはなかったと思います。

あともうひとつ、ディーゼル発電機室、これは海側にあったんですね。そして屋根がなかった。だから津波来たらまともに水入ってディーゼル発電機は水浸しになって、使い物になんなくなりました。あとメタクラ、メタクラも地下にあったと。そういうことで、俺は設

計上許可した国が大変悪いと思いますよ。それ、東電の責任だ、東電の責任だっていう、この資源エネルギー庁さんの考えが分からないと思います。以上です。

資源エネルギー庁：ご質問、ありがとうございます。地盤を強固に、どこまで掘っても軟らかかったのでコンクリートとか、なんでしたっけ、そういうのを引いて硬くしたということは私も聞いてはおります。ただ、地盤の硬さの程度というのがありますので、要は軟らかいところを掘って下に掘り進んで、ある程度硬いところまでいかないといけないということは間違いないと思っております。

それから DG 室とかメタクラについても地下にあったということで、もうこれは DG というのは下にあって、構造上そういうタイプになってはいるんですけども、いずれにしてもやっぱりそこも想定津波っていうのが、高さが不十分であったということが津波で浸水が起こったということが原因で、全電源喪失になってしまったということであったと思っております。ありがとうございます。

参加者：先ほどと同じような、関連したエネルギー庁の質問なんですけど、宮城県にいる人は、先ほど低いとこでないとか駄目だっていうようなことだったんだけど、女川原発はああいう高いところに造って、大熊よりも津波もひどかったわけですけども、なんともなかった。そういうような点からもさっきのはちょっと矛盾を感じるなと思います。

あとは、だからなんと言っても、もう要するに国のほうで人災にしたいって言うか、40年前の東電は、最初の PR のあれを見たことあるんですけども、もう太平洋っていうか大熊の辺はもう津波は来ないというふうな宣伝の PR の広告見たことありましたけども、それが大前提だったんじゃないのかなというふうに思います。以上です。

資源エネルギー庁：先ほどの方のご質問に1個答えてなかったところがありまして、それも含めてですけど、先ほども申し上げた通り、この事故の責任、東京電力だけとはもちろん申し上げてなくて、国も責任があると思っております。

それから女川の件は、想定高さギリギリで津波が浸水しなかったっていうこともあるんですけども、いずれにしてもやはり先ほどから申し上げている通り、津波の想定高さが第一原発は甘かったと思っております。

参加者：2度目で申し訳ございません。私でよろしいんでしょうか。私どもは27項目の質問書を持ってますんで、質問がなければ私はこれ順次ひとつずつ質問していきます。それで最後に手挙げさせてもらったんですけども、ほかに質問ある人いませんか。

じゃあ、質問させていただきます。分からない点が結構ありまして、この中間貯蔵施設ね。何点か質問書にないことをお尋ねしたいんですけども、つまらないと言えばおかしいですけど、例えば総物量と言うんですかね、廃棄物の総量、これどうやって出したのかなと思ったりしてるんですよ。例えば、双葉、大熊、浪江、帰還困難区域ったら除染は進んでないわけですから、これから出るんですね。で、これまでに出た除染物質ってのはどのぐらいで、これから想定されるのはどのぐらいなのか。

というのは、帰還困難区域は何年続くか分かんないんですけど、動物、ネズミのくそだらけで、家ん中ももう何年帰れなくなるのか知りませんが、おそらく住めなくなる。「帰っていいですよ」と言われたときは、現在ある家屋はたぶん全部撤去されるんだろう、建て替えるだろうと、そうしないとたぶん住めないんじゃないかなと。従って、この数量っていうのはどうやって出して、特に困難区域から出る数量はこれにちゃんと見込まれてるんでしょね、というのがひとつです。

もうひとつ、これもここに持ってくるものは汚泥物とか土壌とかいう表現であって、この区域から出るのは、例えばコンクリートがらもあるだろうし、鉄くずも出るだろうし、いろんなものが出てくると思うんですよ。この中間貯蔵施設に入れるのは、基本的に土壌、焼却灰、汚泥。コンクリートがらとか石なんていうのはどこに捨てるのかなあと。例えば、津島地区において採石のものは汚染されまして、それを4月に一度出してコンクリートに練って入れたら線量が確認されて大騒ぎになってましたよね。石だのなんだの鉄だのってのは、この中間貯蔵で処理するんですか。そういうのはちょっとこれ見てて、どうやって処理していくんだろう、または減容化していくんだろうっていうのは、その点ひとつお願いします。

最後をお願いしたいのは、中間貯蔵でもなんでもそうですけど、最終的に判断するのは政治的判断がたぶん決めてる、決めてってますよね。おそらく役所の方はできないんだろうと思う。最終的には大臣が判断するしかないんだろうと思う。政治判断ですよ。ですから最終的にもし腹決めてやるって言うなら、ぜひ大臣以下の方に説明もお願いします。そうでないと不満がくすぶって、たぶんなかなか難しい。最後は大臣なんですよ、決めるの。だからそういう腹を決めたときは大臣の出席も願って、説明会なりなんなりをお願いしたい、そういうふうをお願いします。

環境省：まず、どんなものが入るのかということですが、あくまでこれは除染、県内で行っております除染に伴って出ますその除染のいわゆるいろんなところで表土を掃いだり、あるいは除染をして拭き取ったり、そういうものを、あるいはそれで燃やして灰になった

ものというものが入ってきますので、いわゆる建設廃材とかそういうものではございません。

もうひとつ、量はどうやって集計したのか。現在まだ除染が全部終わっておりません。除染をしながらだんだん数量の精度が上がっていくことになります。ただそういう点では1,600万から2,200万と、この振れがあるのはそういうことでございます。現在除染が進行中であるということで、まだまだ仮置き場もできておりませんし、除染も終わっていないところも多いですし、仮置き場まだまだ集まっていないところもあるということで、これはもう、いろんなところの今、除染をしてるのを推計すると最大1,600万から2,200万。

それと最終的に誰が判断するのかと。これは施設の設置と申しますか、そういう意味合いですでしょうか。施設について誰が判断するか、これはやはり政府が最終的に責任を持って全体の工事と申しますか、そういうものを判断する部分があると思います。ただし、やはり最終的には地権者さまのご同意がないとできないというのは確かでございます。施設につきましては政府が最終的に責任を持って判断させていただくということになるかと思っております。

大臣の出席という話もございましたけど、今日も私どもあくまでいろんなご意見を伺う場ということで、あるいは実務的にしっかり説明するというので、私ども来させていただいて、説明をさせていただいております。今、いただきましたご意見についても、当然政府内で共有して上まで報告をさせていただきたいというように思っております。どうもありがとうございました。

以上